

**令和元年度 第2回**  
**「江東区地域自立支援協議会」**  
**議 事 録**

1 日 時 令和元年8月6日 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 文化センター5階 第6～8会議室

3 出席者 里村 恵子      根本 雅司      白木 麗美  
          会田 久雄      平松 謙一      佐藤 ゆき子  
          伊藤 善彦      高井 伸一      菅 佐智子  
          青柳 浩二      萩田 秋雄      田村 満子  
          山口 浩

4 会議次第

- 議事1 障害者差別解消法の実績報告について
- 議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について
- 議事3 障害者実態調査について
- 議事4 指定特定相談支援事業について
- 議事5 基幹相談支援センターの整備について
- 議事6 専門部会からの報告について
- 議事7 その他

5 資料

- 資料1 平成30年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料2 平成30年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の調達実績
- 資料3 令和元年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針
- 資料4 江東区障害者実態調査 設問の構成について
- 資料5 指定特定相談支援事業について

資料6 地域生活支援拠点等の整備について

資料7 江東区の障害者福祉施策の考え方

資料8 (仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案の概要について

## 6 傍 聴 1名

## 7 会議内容

〔開 会〕

資料の確認、委員の委嘱及び紹介、副会長の選任等。

### 議事1 障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 それでは、議事に従って会議を進めます。まず議事1、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【西隈施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の西隈と申します。よろしくお願ひいたします。

障害者差別解消法の相談の受付についてご報告をさせていただきます。昨年度第2回で8件ということでご報告させていただきましたが、その後1件の新たな相談がありましたので9件目のみご説明をさせていただきます。

視覚障害者の方からのご相談で、相手方は民間事業者、商業施設でございます。買い物した際にクレジットカードで支払いをしようとしたら、カード裏面に署名がなかったということで、一緒にいた友人に代筆をお願いしたが、店側に認めてもらえずに、障害者手帳を提示したら一方的な感じで拒否されたということでご相談をいただいた件になります。

こちらから商業施設の本社に問い合わせをいたしまして、店舗に確認をしていただきました。事業者に対しては障害者差別解消法の趣旨ですとか合理的配慮が必要であるということ、記載すべき場所にガイドを当てるなどある程度の配慮があれば記入できる可能性があるということを伝えさせていただきました。

当事者の方からのお電話では一方的な感じだったということだったのですが、店側のほうのとり方としては相談者の方が興奮してしまい、取りつく島がなかったと

いう事実も店側のほうは言うておりました。

ただ、事業者のほうも障害者差別解消法については、今後社内で周知徹底をしていきたいということでご回答いただきました。かつ、こちらのほうも何かしら視覚障害者の方が利便性向上のために策はないかということで、当区の計画推進員さんにもご相談いたしまして、今主流になってきているスイカですとかパスモ、そういったICを活用した支払い方法も視覚障害者の方にとっては非常に有効であるということをご助言いただき、ご相談いただいた方にお伝えして、そういったことも活用してみますと回答をいただき、終結いたしました。

追加の項目としては以上になりますが、昨年度は消防署のほうに障害者差別解消法の講習に伺ったほか、都の条例が施行されたということで、1月11日号の区報でも改めて差別解消法について周知を図ったところですが、一方で、相談件数は9件ということで、例年に比べると若干少なくなっています。例年20件程度のご相談をいただいているところですので、周知がなかなかできていない面もあるのかなと考えています。相談が増えれば一概に良いとは言えませんが、もう少し何かしらの策が打てればということで検討しているところでございます。

障害者差別解消法の実績については以上でございます。

【里村会長】 では、今のご報告に対して何かご意見とかご質問があるでしょうか、お願いします。

【白木委員】 弁護士の白木でございます。周知の問題ですが、こういうルールがありますということとともに、こういう解決を実際やっていますという例みたいなものを挙げるだけでも相談のイメージがわくのかなと。割とどんなことを相談しているのかというのがわからなくて相談に結びつかないということが結構あったりするんで、実際にこんな例がありましたよみたいなものを区報に載せると、もしかしたら増えるのかなと思いました。

【里村会長】 ほかにあるでしょうか。出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

## **議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について**

【里村会長】 次に議事2、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、事務局より説明をお願いします。

【水内就労支援担当】 議題2、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、障害者支援課就労支援担当、水内がご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行されており、本区におきましても物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等からの優先的、積極的に購入することを推進すべく、調達方針を作成し、取り組んでいるところでございます。こちらは資料3になりますが、こちらで令和元年度の調達方針を添付しておりますので、後ほどご参考にいただければと思います。

今回は平成30年度の調達実績が取りまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。資料2をごご覧ください。資料2の右下、合計欄をまずごらんください。件数としましては82件、2,200万円強の実績でございました。平成29年度の実績と比較しますと平成29年度が81件、4,600万円強ということでしたので、件数にいたしまして1件の増ではございますが、金額としましては約2,400万円の減となったところでございます。

これは平成29年度に防災用簡易トイレや保護具、園児用備蓄食料の大型調達があったことが主な要因となっております。また、発注拡大に向けての取り組みとしましては、平成29年度より区内の各障害施設等で提供できる物品や役務といったサービスについて調査させていただき、一覧にしたものを区のホームページ、全庁の共有フォルダー等で公開させていただいております。

今後も区役所のみならず、広く周知させていただきまして、受注拡大につながるよう努めていきたいと思っております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご報告に何かご意見、ご質問あるでしょうか。いかがですか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

### **議事3 障害者実態調査について**

【里村会長】 次に議事3、障害者実態調査について、説明をお願いいたします。

【西隈施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の西隈がご説明させていただきます

ます。資料4をご覧ください。また、本日机上に閲覧用として配付しております障害者実態調査の冊子をあわせてごらんいただければと思います。

冊子の181ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。調査票がついておりまして、そちらをご覧くださいつつこの資料4をごらんいただきながら、聞いていただければと思います。

まず資料4ですが、仕事や学校生活についてということで設問がございます。同じく181ページ、調査票でいうと6ページの2のところですがけれども、こちらのほうが例えば外で働いている人については、Q2に飛んで、外で働いていることで困っていることを聞いております。福祉就労、5番から8番を回答した場合には今後の目標について聞いておりますが、外で働いている方には困っていることだけ聞き、今後の目標については聞いていないというような構成になっておりました。また、未就学、小中学校の方には困っていること、特別支援学校・高校・大学・専門学校に行っている方には「卒業後の進路」について、質問を進めているのですが、特に何もしていないという方には「何もしていない理由」を聞いています。本来ならば困っていることを聞いた上で、今後の目標について聞くべきではないかということで検討しているところで、調査の案として資料4の下になりますけれども、設問、ふだんの過ごし方ということで、全ての方に困っていることと今後の目標について伺うという構成にしたいと考えております。

資料を1ページおめくりいただきまして、2ページになりますが、その簡単な説明といたしまして設問1のところ、まず休日以外何をして過ごされていますかということ、会社やアルバイト、自宅で働いているということ、3番の就労しているを選択した方は設問2へ飛びまして、困っていることと今後の目標を聞くような形になっています。

次に、5番から8番の福祉就労に行っている方については設問3に飛んでいただいて、困っていること、今後の目標について聞くというような構成を基本にしていきたいと考えております。この項目については今申し上げたとおり基本的には困っていることを聞いた上で、今後の目標を聞くような構成にしていきたいと考えているのが、大きな変更点になります。

資料4の5ページをご覧ください。こちらのほうは実態調査の冊子でいいますと184ページのところになります。社会参加やコミュニケーションについてという

ことで、記載がございます。質問の項目としては実態調査のほうを見ていただくと11から14ということで、3つ質問しているような構成になります。設問の構成ということで、資料4のA4の冊子をごらんいただきたいんですが、こちらにつきましても例えば社会参加の支援については全員に聞いているということが読み取れるかと思います。一方で6番の余暇の過ごし方というのは精神の方にしか聞いていないということで、これについてもばらつきがあって、統計としてはいかなものかというところもございました。

ですので、今回の調査の構成としては社会参加のところでは社会参加の支援、支援の過不足、困っていること等を共通して聞くような形にしていきたいということで考えております。

それに付随してコミュニケーションも、我々としては障害者の意思疎通の条例の制定を目指しているところもございますので、コミュニケーションについても特出しして聞いていきたいと考えているところでございます。

コミュニケーションの手段、支援・配慮、コミュニケーションで困っていることを質問します。あと余暇の過ごし方というのは今非常に大事な課題ということも言えますので、そちらの項目については引き続き聞くというような形になっています。資料を1ページおめくりいただきまして、6ページになりますが、設問1から設問3までは今までと大きな変更点はないというところがございます。

設問4から7までは追加して聞いておくべきことでないかということで、追加したいと思っている項目になります。日常的に情報を入手する方法として最も当てはまるものということで、社会情勢とかニュース等々、日常的に情報をどういった方法で入手しているかということを知りたいところ、設問5から7につきましてはコミュニケーション方法としてどういった手段をとっているのか、日常的なコミュニケーションの際に心配なこと、不安なことは何ですかということと、日常的な情報収集の際、コミュニケーションの際に配慮してほしいことは何ですかということで、充実させた質問をしたいというように考えているところでございます。

続きまして、さらに資料4を1ページおめくりいただきまして、8ページをごらんください。こちらは実態調査の冊子でいきますと190ページになり、9の障害者スポーツということで、Q33と33-2でスポーツには障害者を対象とした種目がありますが、やったことがありますかということと、あと33-2ではパハリ

ンピックの開催に興味がありますか、知っていますかということ聞いたという形になっておりますが、このオリンピック・パラリンピックを1つの契機として、これを日常的な活動にしていかなければいけないという課題がございます。

このムーブメントを一過性で終わらせないためにも、日々の活動につなげるような調査をしていきたいと考えております。また、このスポーツを通じまして、健康促進、健康維持につなげるという意味もございますので、そういった項目を充実させながら聞いていきたいというように考えております。

そのほか、まだ検討中の部分もございまして、例えば防災の関連で今お困りのことですかそういったことはまだこれから取り組んでいかなければいけないということで、今事業者とともに調整をしている段階でございます。

実態調査につきましては、今後8月20日に開催される計画推進協議会でももう少し詳細な資料を出させていただきながら、検討していきたいというように考えております。

自立支援協議会のほうでも意見をいただきながら進めていきたいと思っております。説明は以上でございます。

【里村会長】 今のご説明に対してご意見やご質問あればお願いします。いかがでしょうか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

#### **議事4 指定特定相談支援事業について**

【里村会長】 では、次に議事4、指定特定相談支援事業について、説明をお願いいたします。

【松瀬支援調整係長】 では、資料5、指定特定相談支援事業について、障害者支援課支援調整係の松瀬と申します。ご説明させていただきます。

まず1番、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の推移でございます。こちらのほうは平成31年3月31日現在につきまして、事業所数は現在28事業所となっております。相談支援専門員は54名、うち兼務となっているものが32名となっております。こちらには書いてはいないのですが、障害児の相談支援事業所数は13となっております。

なお、この平成31年3月31日現在、23区全体では514事業所ございます。

障害児の相談支援事業所とすれば、23区全体で294事業所がございました。

2番、計画相談実績の推移でございます。こちらも31年3月31日現在とさせていただきます。本区ではサービス等利用計画の作成率はセルフプランを含めまして障害者、障害児とともに100%となっておりますが、一方で、計画全体に占めるセルフプランの割合は障害者総合支援法にかかるもので31.6%、児童福祉法にかかるもので36.0%となっております。事業所の作成するサービス等の利用計画を増やすことを課題と捉え、対応していく必要があると認識しております。

また3番、引き続きましてこちらは特定相談支援事業所の就業定着促進事業というのを実施に向けて進めているところではございます。

以上で簡単ではございますが、資料5の説明とさせていただきます。

【里村会長】 では、今のご説明に関して何かご意見やご質問があればお願いします。平松委員からどうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、まだ3分の1がセルフプランということで、江東区としては不足しているということは今もおっしゃられたし、区として相談支援事業所を増やすために具体的な策をについて、担当課としてどうお考えなのかなというところを知りたいということでございます。

【里村会長】 では、お願いします。

【西隈施策推進係長】 施策推進系の西隈と申します。相談支援事業所につきましては、今、松瀬からもありましたようにまだまだ足りないということは認識しております。後ほどご説明させていただく基幹相談支援センターの設置ということを喫緊の課題として考えております。質の確保、ネットワークづくりということで基幹相談支援センターを整備したいと考えております。基幹相談支援センターができれば、全てが解決するわけではないということも認識しておりますので、今後、事業所を増やすための何かしらの対策を打てるような形で考えていきたいと考えております。

【里村会長】 よろしいですか。

【高井委員】 地域活動支援センター・ロータスの高井です。事業所数が29年度は30で、31年度末で28と減っていった、多分この間に増えている事業所もあると思うので、撤退した事業所の数が幾つなのかがわかれば教えていただきたいのと、把握しているのであれば主な事業所、撤退した理由があるのかなのか、あ



ればそれがわかれば知りたいなというのと、事業所数が減っているのは何かしらの原因があるのであれば、その対策が今後考えられているのかどうかを教えていただければと思います。

【川野指導検査担当】 障害者施策課指導検査担当の川野と申します。平成28年度に1カ所増えて、29年度から31年度の間で4カ所減って2カ所増えたというのが現状でございます。皆さんご存じの事業所もあるかと思えます。要因は、破産ですとかいろいろありますが、細かい事情は存じ上げているものとわからないものとあり、詳しくは把握していない状況でございます。

【里村会長】 ほかに何かありますか。ご質問、ご意見。どうぞ。

【高井委員】 今後の減らさない対策とか考えられている施策があれば。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課、内藤です。端的に減らさない策というのはなかなか難しいかなと思います。事業所さんは事業所さんの事情があって、会社が破産してしまえばなくなってしまおうということはあると思うので、個別具体的に減らさない対策というのは難しいと思いますけれども、区としてできることということでいいますと、また後ほどご説明いたしますが、基幹相談支援センターを設置して、その事業所全体の底上げ、専門員さんの底上げをしていくということは、減らさないということとあと質の向上、また参入しようという新しい事業所さんが来てくださるかということに全体としてつながっていければと考えております。

【里村会長】 何かつけ加えるご意見とかあれば。

【高井委員】 これは相談支援部会でも議題としては少し上げたりはしているんですけども、多分撤退した中には採算が合わないというのが結構大きい部分があるのかなと思っていて、うちもそうですけど、苦しい中でやっと運営しているという部分があるので、それは金銭的支援があれば撤退しないのかということそうではないかもしれませんが、現状苦しいというのは多分どこの事業所も一緒なので、その部分は何かしらの支援について考えられるかなと思います。結局、すごく忙しいので、この前も他区に引っ張られてしまう相談支援専門員がいるとか切実な問題があるわけです。一生懸命やろうとしているのに区内でちょっとやりづらいというのはあるので、何かしら私たちだけではどうにもならないところもあるので、ぜひ考えていただければなというふうに思っております。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、今の発言をもう少し具体的に言うということで、相談支援事業単独で経営が成り立たないということは、江東区だけではなくてほかのところも多分みんなそうだと思います。ですので、できるだけ経営を考えると人をあまり増やせない、それから、できるだけ時間をとらないで簡単な計画をつくる、ないしはモニタリングも簡単に済ませてしまう、ないしは計画を更新もほとんど、コピペみたいな形になっているという質の低下につながる。質をしっかりしたいというふうにすると、今の給付体系では実際ほとんど無理だろうと。

としますと今頑張ってやっているところは営利目的で参入したところは撤退するでしょうけれども、もともと江東区内の地域でずっと頑張ってきたところというのは、ほかの事業もやっていてそこから相談支援事業が成り立つように、人を少し回したりとか財政的に回したりとかいろいろな工夫をして何とかやっているんですね。

今まではある意味で就労系の事業は比較的経営的にはそんなに難しくなかった。そうするとその分でどうしても経営的な赤字になってしまう地活相談支援事業ないしはグループホーム等を補う、そんなことをずっと長年やってきたわけです。

ところが、就労系についても大幅に変わってきて、工賃を高く出さないと給付が下がるという。そうすると非常にいろいろな困難を抱えている利用者の方、障害者の方、週に5日も来られずに1日から2日だよとか、よく休むとかそういう人がたくさんいると、ほとんど経営が成り立ちません。

その辺をうまくやっているところは最初から週何日以上来ることが前提ですと、それができる人しかそこを利用できませんというようなことをやっている事業所も今増えています。そういう点では相談支援事業が単独で経営的にも一応成り立って、質もちゃんと保障されるというには、主に財政的なことになると思いますけれども、区単独でもそういう財政的な補助ということが必要になるのではないかと。

それから、人件費の問題も非常に大きいと思います。今、国のほうも主に介護系が中心でしょうけれども、障害福祉サービスについても最低限の給与が上がるようにということをいろいろ言っているけれども、なかなか現実的に難しいですね。

そうすると人が採用できない、ないしは募集しても来ないという現実もあるわけです。その辺の現実を踏まえて、それこそできるだけ手のかからない計画ないしはモニタリングでいいのか、その辺のところも含めてどうしたらいいかということ

区としても考えていただかないと、事業所の努力だけ。事業所ももちろんちゃんと努力すべきだと思っています。だけど、それに対して区のほうからも必要な支援ということを検討していただく必要があるのではないかなというふうには思っております。

【里村会長】 何か事務局のほうからありますか。

【内藤障害者施策課長】 すみません、障害者施策課長、内藤です。モニタリングの簡素化というのは、多分なかなか難しいところなのかなとは思いますが。何度もご意見いただいておりますとおり、相談支援事業所を増やすということ、相談支援専門員さんを増やすということについて何らか区としても考えていかななくてはならないということは、課題だということはよく認識はしておりますので、部会の中でもご検討いただいて、ご意見を踏まえながら、どういったことができるかということも含めて検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【里村会長】 では、また区の側からできる範囲での支援をお願いしたいと思います。どうぞ。

【田村委員】 こども発達センターにかかわっている田村と申します。障害児のほうとおそらく障害者のほうはかなり違う実態があるのではないかとと思うのですが、それは障害児のほうは児童発達支援事業と放課後デイサービスという2つの事業になるのですが、その2つの間でも特に児童発達支援事業については、障害児という診断の前に気になる段階からの支援がはじまっているので、その中でのセルフプランというのが非常に多い。多分放課後デイと2つに分けると、放課後デイのほうはかなりセルフプラン率が下がるのではないかと思います。

児童発達支援事業のセルフプラン率が高いのは問題かということ、私は、そうではないと思っているのです。保護者が希望しているのは、ある面で塾型の発達支援であったり、あるいは問題がまだはっきりしない段階でちょっと事業を使わせてもらえないかという現状があります。こちらとしてはできるだけ支援段階にのせていきたいと思っておりますが、放課後デイの段階で使わなくなってしまう人たちもたくさん抱えている実態があるので、今、セルフプラン率の減少に向けてという計画相談を支えていく大切な議論の中で、質的に違う問題もあるので、やはりそこは分けて考えたほうがいいのではないかと思っております。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課長、内藤です。田村委員からもお話があ

りましたように、大人と子供で考え方が違う部分は確かにあると思います。もちろんセルフプランが一概に悪いということではないですし、大人という意味でいえば、障害者ご本人の方が自分でプランをつくる力があって、エンパワーメントの観点から自分がつくりたいという方がいらっしゃって、そういったものができますという場合であれば、そういうセルフプランはふさわしいものでしょうし、またお子さんの場合は肢体不自由のお子さん、知的のお子さん、発達のある心配があるお子さんでまたちょっと考え方が違ってくるのかなというところはございます。確かにグレーな部分のお子さんというのは、プランの考え方というのもいろいろあると思うんですけど、個別にこの方にセルフプランがいいのか、それともちゃんと計画相談入れてきちんとモニタリングしていきましょうねというのがいいのかというのは、障害特性がお一人お一人違うだろうなというところは、もちろんそれは個別にあるところだと思います。

ただ、全体的なお話としては相談支援事業所を相談支援専門員さんが足りないという実情はやはりあると思います。計画相談やってもらいたいけれども、できていないという方も事実いらっしゃいますので、両面なのかなと、個々に障害のある方についてはセルフプランが一番いいのか、計画相談が一番いいのかは個別に見ていくべきですし、またどこの相談支援事業所さんがいいのかというのはまた別の話になってくると思いますし、ただ、やっぱり区全体としては足りていないという認識はもちろんございますので、課題として認識して検討していきたいと考えております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何かご意見やご質問はありますか。

では、なければこの議題は終了とさせていただきます。

## **議事5 基幹相談支援センターの整備について**

【里村会長】 次に議事5、基幹相談支援センターの整備について、よろしくお願ひします。

【西隈施策推進係長】 施策推進係、西隈がご説明させていただきます。まず、資料6をご覧ください。こちらは前回の自立支援協議会でも出させていただきます。

りますが、改めてご確認をいただければと思います。

地域生活支援拠点等の整備についてということで、国が示しているものになっております。障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて地域の実情に応じた創意工夫により機能を整備しましょうということになっております。

必要な機能につきましては、真ん中の黒い四角に囲まれた部分になりますが、1つ目が相談、必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。2つ目、緊急時の受け入れ対応ということで、介護者の急病ですとか障害者の状態変化等の緊急時に受け入れられる体制を整えていきたいと思います。あとは体験機会の場ということで、今、地域移行が進められている中で、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用ですとかひとり暮らしの体験をする場をつくっていきましようというところ。につきましては専門的人材の確保・養成ということで、医療的ケアが必要な方、重度障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害者に対応するため、専門的な知識が必要になってきているということで、専門人材を育成していきましようということになっております。あととしまして地域の体制づくりということで、地域のニーズに対応できるサービス提供体制、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能を構築しましょうということで、今、国はこの5つの機能を早急に整備しなさいということで示しているところでございます。

これに付随しまして資料7、A3横の大きいものになりますが、こちらのほうをご覧いただければと思います。江東区の障害者福祉施策の考え方ということで、お示した資料になっております。

もう皆様既にご存じかと思いますが、障害者数につきましては伸びてきているというところがございます。3障害、身体、精神、知的を合わせた障害者数が2万3,518人ということで、前年の2万2,641人から大きく増えております。これは精神障害の方が増えてきているということが1つの要因として挙げられるところでございます。

取り組みの方向性ということで、左下になりますが、こちらのほうでは(1)障害者の自立・社会参加の促進を図っていくということで、さまざまな機関と連携して、適切に支援できる体制を構築する。あとは障害者施設の整備充実が必要であるということで、基幹相談支援センターの設置ですとかグループホーム等々が不足しているという現状がございます。また、老朽化した区立施設については計画的かつ

効果的、効率的に改修を行っていく必要があるということで、認識をしているところでございます。

そういったところを踏まえながら、地域生活支援拠点等を構築していくということが我々の目標でございます。

右にイメージ図として、障害者の方が中央にいて、療育ですとか住む、相談支援・人材育成、働く、経験するというところで、基本的な支援ということを5つ挙げさせていただいております。こちらのほうの相談支援・人材育成というところに基幹相談支援センターを位置づけさせていただいているところでございます。また、住むというところで今年度設計着手に向けて動いている地域生活支援型入所施設ということで、入所施設の整備についてもこちらのほうで位置づけさせていただいております。

あとその外の枠になりますが、暮らしを包み込む支援ということで、家族の支援ですとか子育ての連携、教育連携ですとかさまざまな連携が必要であるというところを挙げさせていただいているところでございます。

また、その下段、モデルケースということで障害はライフステージに応じて必要な支援が変わってきます。しかしながら、切れ目があってはいけないということで、このようなモデルケースということで簡単に説明をさせていただいております。就学前は児童発達支援、保育所、幼稚園が必要、学齢期になりますと放課後等デイサービス、キッズクラブが必要になってきて、18歳以降になりますと通所支援・就労支援等々、かつその後は生活の場が必要になってくるというようなライフステージに応じた支援のイメージ図になっているところでございます。

これが今後江東区の目指すべき姿ということで、お示ししているものになってございます。こういったところが今策定中の10年の長期計画、に少しでも反映させていければというところで調整をしているところになります。

地域生活支援拠点等、あとは江東区の方角性を踏まえた上で、早急に今必要なものの1つとして基幹相談支援センターということが言えるかと思っております。資料7-2をご御覧ください。こちらは基幹相談支援センターの設置ということで、先ほど現状と課題ということを挙げましたが、今度は相談関係の現状と課題ということで挙げさせていただいているところでございます。

先ほど議論の中にもございましたが、セルフプラン、一概に悪いものとは言えな

いというところではございますが、やはり相談支援専門員が少ないということで、障害者がセルフプランを余儀なくされている現状があるのではないかとということが1つ挙げられます。また、やはり30%のセルフプラン率というのは比較的高いのではないかとことは言えるかと思しますので、ここを何とかしていかなければいけないというところがあるかと思します。

できるだけ多くの障害者のサービス等利用計画が策定できる体制を整備する必要があるというところは認識しているところでございます。

基幹相談支援センターが目指すべき姿、真ん中中段になってございますが、こちらのほうに目指すべき姿ということで、1つの機能として相談支援事業所の底上げ、こちらは情報提供ですとか連絡会の開催、事業者間の連携構築ということが挙げられます。あと2つ目、専門的人材の育成ということで、区と共同で各種研修の企画ですとか運営、あとは地域課題の把握・共有ということで事業所連絡会を開催ですとか自立支援協議会等での提言ということが挙げられます。あと緊急時の対応調整ということで、緊急時に対応が必要な障害者の把握・情報共有、緊急時の対応方法を検討していくということが挙げられます。あと困難事例の対応ということで、事業所だけでは対応できないケースの際に、後方支援・同行訪問を実施するといったことが挙げられるかと思します。

目指すべき姿というのが5つの項目で示させていただいているところですが、こういったところを目標に基幹相談支援センターをつくっていきたいというところでございます。連携のイメージ図になりますけれども、資料の最下段になりまして、基幹相談支援センターがあって、相談支援事業所があり、区があるということで、区の役割としては支給量の審査、決定、各種給付事務、あとは相談支援ということと、ここがポイントですが、サービス未利用者へのアウトリーチということで、福祉サービスの利用に至っている方についてはどこかにつながりがある、しかしながら、相談支援未利用者ですとか福祉サービス未利用者はつながりがないということで、なかなか拾いにくい、谷間に落ちてしまっている方々について、基幹相談支援センターと連携しながら、アウトリーチができていければということで考えているところでございます。

あとは区の役割としては計画の検証、自立支援協議会の運営事務局ということで、自立支援協議会の全体会については行政がやるべきだろうというところで、例えば

相談支援部会ですとか一部基幹相談支援センターが担ってもいい部会等々もあるか  
と思いますので、そういったところについては今後検討していきながら基幹相談支  
援センターの事務局という形にしていければというところで考えているところで  
ございます。

続きまして、7 - 3の資料をご覧ください。今申し上げた基幹相談支援センター  
の設置ということで、詳しく落とし込んだ案ということでお示ししているものにな  
ります。基幹相談支援センターについてはあくまでも相談支援事業所の底上げです  
とか専門人材の育成、特に地域資源とのネットワークづくり、顔の見える関係づく  
りということをしていきたいというように考えておりました、区民の方がここに来  
れば何でも相談できる、何でも解決できる場というのは今のところ考えていないと  
ころで、いずれはそうなれば理想的ですけれども、今の段階ではあくまでも地域の  
ネットワークづくり、相談支援事業所の底上げといったところが主になってくると  
いうことでご了解をいただければと思います。

まず7 - 3のところに書いてございますが、地域相談支援ネットワークの構築と  
いうことで、3つ機能を挙げさせていただいております。区内相談支援事業者への  
訪問の実施ということで、お互いに顔の見える関係をつくっていただくために、相  
談支援事業所等々には頻繁に足を運んでいただいて、関係構築を図っていただく。  
また、連絡会の開催ということで、連絡会の事務局として会議の企画・運営をして  
いただくことはもちろんですが、ただ、集まって会議等々をするだけではなくて、  
何かしらの人間関係ができるような制度、体制で交流を図っていただくようなもの  
ができればというところで考えているところでございます。

あとは区内関係機関との連絡調整ということで、こちら地域ネットワークの構  
築に取り組むということで記載させていただいております。

あと(2)の人材育成ということになるのですけれども、基幹相談支援センター  
を運営していく上でいろいろな地域の課題に直面することが多いと思います。そう  
いった課題を把握して、皆さんで共有して、どういう研修が必要なのか、どういう  
専門的人材育成が必要なのかというところで、研修等を運営するのは基幹相談支援  
センターが最適であるというところで、そういったところの人材育成を考えていると  
ころでございます。(3)サービス等利用計画作成に関する取り組みということ  
で書いてございますが、こちらにつきましては基本的には先ほど申し上げましたが、



地域の相談支援事業所への引き継ぎということで、地域の相談支援事業所のほうに引き継がせていただきたいと思います。また、場合によっては基幹相談支援センターで受けなければいけない事例、受ける必要がある事例が出てくるかと思いません。そういったときには状況に応じてということになりますが、基本的には地域に引き継いでいくというようなイメージでいるところでございます。

他区の基幹相談支援センターで見てきましたけれども、障害者からの相談を直接受けると、年間で相談件数が1万件を超えてしまうような状況もあったということも聞いております。あくまでも基本的な相談支援事業につきましては、地域の相談支援事業所にやっていただくというようなイメージでいるところでございます。

(4) 困難ケース等への対応ということで、困難ケース等々につきましては、今、一番の課題となっているのは精神障害のある方の地域移行、長期入院から地域にどう戻すかということが困難ケースとして挙げられるかと思うのですけれども、そういったところの支援、助言等々ができる、そういったところに支援ができるような基幹相談支援センターであるべきだということ考えているところでございます。

また1枚おめくりいただきまして2ページをご覧ください。こちらは先ほどの研修ですとか人材育成のところにつながるのですけれども、地域課題の把握・共有ということで、最前線に基幹相談支援センターが出ていく。皆様のバックアップ等々をしていく上で把握した課題を共有していく等々のシステムづくりをしていきたいと考えているところです。また、先ほど申し上げましたが、切れ目のない支援が必要であるということで、高齢・子育て部門との連携です。長寿サポートセンターの定例連絡会に顔を出すとか、そういったところを基幹が担いつつ、地域の相談支援事業所と橋渡しをできるようなことができればということで、イメージしているところでございます。

あとは開所日等々につきましては、原則月曜日から金曜日ということで想定しているところでございます。地域のネットワークづくりということで、地域の施設、開いているときも月曜日から金曜日が主になってくるかと思えます。土日に相談したい方、区民の方いらっしゃるかもしれませんが、地域のネットワークづくりということを考えると、やはり月曜日から金曜日にあいているのがベストなのではないかということ考えているところです。

時間としては10時から19時ということで、相談支援事業所の方々が業務が終わってから相談できるような体制をつくりたいということで、19時まで開所していきたいというように考えております。

事業形態と実施時期ということですが、来年度中には何とか1カ所開設したいと考えているところでございます。スタートからいきなり全てのことができるかというとなかなか難しいところではあるかと思えます。また、運営をしながらさまざまな課題が出てくるというところで、そういったところは自立支援協議会または専門部会である地域生活支援部会等々で話しながら、少しずつ機能充実していつ、数年後には今目標として掲げている目指すべき姿のところまで至れるようにしていければというところで考えているところでございます。もちろん1年目から全てができればベストだと思うんですけども、なかなか難しい面もあるかと思えますので、ある程度走りながらやる部分も出てくるのかなというところは考えているところでございます。

あと4番の実施場所については未定というところになってございます。

5番、事業者に必要な資格要件ということで、一般相談、特定相談ということで指定を受けていただければと思っております。地域移行、地域定着も課題というところでは認識しておりますので、こちらの指定はとっていただくように考えております。

あと職員配置につきましては、いまだ検討中というところではございますが、管理者を1名、相談支援員を5名以上置いていただきたいとか、そういったところで考えているところでございます。またこの配置につきましては皆様のご意見をいただきながら考えていければなとは思っているところでございます。

区との連絡会ということで、基幹相談支援センターの運営状況については連絡会を開催するというところで、定例的に1カ月に1回又は2カ月に1回程度の定期的に関係性を持ちながら、行政の名前が出たほうがいいところは行政の名前を出しつつ、基幹相談支援センターと連携しながらやっていければなというところでございます。

この案件につきましては、また専門部会長会ですとか高井部会長がリーダーになります地域生活支援部会等々で話し合いながら、予算化に向けて検討していければというところでございます。

説明は以上になります。

【里村会長】 どうぞ。

【田村委員】 こども発達センターの田村ですが、5番の事業者に必要な資格要件のところ、障害児相談支援も入ると考えてよろしいでしょうか。

【西隈施策推進係長】 今のところ障害児については想定していないところですが、またご意見をいただきながら検討していければなというところではございます。

【田村委員】 ありがとうございます。困難ケースのところ、児童の分野、特に小学生から中高生までの間の発達障害で入院を必要とするような大変なケースや行動障害を起こしてくるケースというのは、今現在はそれこそ区が関わったり、相談支援事業所としても放課後等デイに関わっているところなどは、職員として兼務もあったりして、精いっぱいのところをやっている、非常に手薄になっているんですね。

この段階での問題はかなり大きく出てきますので、ぜひ取り上げていただきたいと思っております。

【里村会長】 事務局から。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課長、内藤です。小学校、中学校あたりのお子さんがいろいろ抱えている問題もあるというお話ですけれども、確かにそういったこともあると思うのですけれども、大人の方の計画相談とお子さんの支援というところで支援のスキルが別であるところもあると思います。中学生、高校生ぐらいになってくると、その境目がどこかというところはあるんですが、最初から障害児も含めてというのはなかなか難しいかなと。結局、運営される法人さんがどこまで範囲を広げられるかという部分もありますので、最初はこの一般と指定特定から始めて、その上で考えるという部分なのか、もしくはこども発達センターさんのほうで広げていただく部分なのかというところだと思います。大人か子供かというところは、どうしても線引きはあると思うので、なかなか1つの法人さんだけでできない部分もあると思いますので、部会の中でもご意見を聞きながらだとは思いますが、今のところ想定はしていないところです。

【田村委員】 中高生ぐらいの問題って、それこそ大人にずっと引きずっていきます。ですので、早いうちの支援ってすごく必要なのですね。早いうちって幼児期はそれこそ早期発見、早期支援の細かい対応で済むけれども、学齢期以降の段階で起こしてくる非常に困難な子供たちの抱える問題、パニックに該当したりする。今

現在、府中の小児総合療育センターに行って入院する子のケースって、江東区も相当抱えているはずですよ。ですので、その段階からしっかり支援体制を組む。今そこを誰が相談に乗るのかといったときに、現実的に相談支援専門員では非常に限界があって、それこそチームで江東区としてこの段階からの支援に取り組むということも必要だと思いますので、ぜひ今後のこども発達センター事業の拡張も含めながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

【里村会長】 事務局のほうで何かありますか。

【内藤障害者施策課長】 こども発達センターさんのほうでどうするかということも含めて、そこも検討の部分かなとは思っております。

【里村会長】 ほかに何か。どうぞ。

【平松委員】 おあしす福社会の平松ですけども、とりあえず基幹相談支援センターが必要であるということは、そのとおりですけども、それで全てが解決できる、全てのいろいろなことがそこで担えるということはありませんと最近思っております。そうすると既存のいろいろな事業、団体について、その辺の強化ということも当然考えていかなきゃいけないし、足りないものもまだまだありますよね。いわゆる生活拠点等の整備という点からいうと、江東区の場合は比較的いろいろな団体、事業所があって、ある程度やっている。そこに対して区としてどう強化するか、それに出す補助も必要だろうと。それから、まだ足りないものをつくっていくことも必要だろうと。

そうするとさっきのこども発達センターとかそういうことでもいいし、いろいろなところをもっと強化するというのもあるでしょうけれども、どっちかという資料6で言われている面的整備型の考えはあるのかなという感じですよ。その辺のところの議論が必要だろうと。だけれども、これを見ると大体区としてはそれで考えて、これから予算要求していこうということで、その辺が計画推進協議会なりここで、拠点型じゃなくて面的整備でいろいろな既存のところの機能をもっと生かして、ないしは強化してそれを全体としてコーディネートするような基幹でいこうというところでもいいのかという、その議論が必要なのかなという気がしておりますというのが1つ。

それから、面的整備型ということで考えると、いろいろな事業をそこにいれるのではなくて、今あるところを強化するないしは新たに作るということを考えなき

やいけないということで、多分この中でさっきの資料7にありました老朽化した区立施設について、計画的かつ効率的にというようなのは大変結構だと、ぜひお願いしたいと思っているのですけれども、これは老朽化した区立の福祉施設ではなくて、もっと幅広くも考えていいんですか。そうじゃないと足りないところがいろいろあるし、基幹も1カ所でいいわけではない、何カ所かということになると、やはり区の施設でこれはもういいだろうというところも福祉施設の中でその機能を变えるだけではなくて、もうちょっと広げないと大変じゃないかという気もするのですが、どうでしょうかね。

【里村会長】 お願いします。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課、内藤です。お尋ねの区立施設の改修についてという部分ですが、これは区立施設に限ってというつもりで申し上げております。改修の時期が来たものについてはきちんと改修していかなくてはいけないです。ごく当たり前のことを書いている状況でございます。

あと地域生活支援拠点等の整備ですが、これもいっせいのせで全部の機能がそろえられるわけではないので、順繰りできるものからそろえていきつつ、ただ、全体像としてこういうものにしたいということも並行して考えていながら、部会等でご意見いただきつつ、面的整備なのか拠点併用型にするのかとか、そういったところも含めて、現場のご意見頂戴しながら区にとって一番いいものをというのを一緒に考えていただけたらなと考えております。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 具体的に今後検討していただければいいけれど、例えば湾岸地区は福祉施設が非常に少ないわけです。それで皆さん、あるところまで出てきてくださいというわけにもいかないだろう。そうすると、ある程度幾つかの機能を持った施設をとりあえず1つつくるということを考えないと、難しいのではないかなというふうに思っているんです。

施設が幾つかあるような地域だったら、そういうところでネットワークつくってやったら、いろいろなところで機能を分担する形で、基幹センターはコーディネーター中心とか研修だとかを中心にやれば、それでできるだろうというのものもあるし、地域ごとに違ってくると思うんです。

なのでとりあえず1つ目、まだ予算も言えないし、場所も言えないということで

しょうけど、どっちかというところだけのスタッフをそろえるというのは、かなりここでの機能もいろいろな機能を担うということを前提なのかなと。そうすると、常時5人体制とかこの辺のところ具体的に何をイメージしてこうなっているのかというところがいまいまいちわからないと。その辺は具体的にこれから予算要求する段階なので、まだあまりはっきり言えないところもあるにしても、この場ではもうちょっと具体的なイメージを言っていただいてもいいんじゃないかなという気もしています。

【里村会長】 お願いします。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課長の内藤です。すいません、具体的なところという意味では今、西隈がご説明したこと以上というのはなかなか申し上げられないかなというところはございます。ご理解いただいているとおり、今後予算要求をしていく中で、どういう中身になっていくかというのはまだ確定ではないですし、事務局案として考えておりますということと、あと皆様のご意見をいただきながら、あとは財政当局と調整しつつということになっていきますので、人員配置についてもあくまで今事務局案なので、なかなかそれ以上というのが今申し上げられないところですけども、先ほどおっしゃいましたように湾岸、臨海地域の部分とそうではない北部の地域はおっしゃるとおりで、地域性が全く違うと思います。何か施設をつくろうにも障害の施設だけではなくて、区の施設をどこかにつくろうとしてもそもそも土地が全然ないですとか大き過ぎるとか、臨海地域は特殊性があるところだと思います。

北部地域とは状況が違いますので、地域ごとに合ったものをというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そういった意味では1つ目の臨海地域というのは多分現実的ではないと思うのですけれども、場所も含めて走りながらにはなってしまうので、現時点でこれぐらいしか申し上げられなくて申しわけないですけれども、またご意見いただきながら検討してまいりたいと思いますので、また引き続きご意見頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

【里村会長】 ほかに何かございますか。

なければ、この議題は終了とさせていただきます。

## 議事6 専門部会からの報告について

【里村会長】 次に議事6、専門部会からの報告についてということで、各部長から現在の活動状況、今年度の予定等についてご報告をお願いします。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順をお願いします。なお、参考資料として平成30年度に各部会から提出された専門部会からの報告をお配りしております。

それでは、最初に精神部会の平松部会長からご報告をお願い申し上げます。

【平松精神部会長】 精神部会の部会長をしております平松でございます。

本年度は実はここでも今まで議論が出ておりましたように、基幹相談支援センターないしは拠点整備、地域包括ケアシステム、その中で精神障害をどうしていくかというところが大きなテーマになっていくと思うんです。

しかも精神障害の数は増えているけれども、江東区でのほかの障害と比べるといろいろなサービスがまだ足りていないところもあるということで、地域生活支援部会と精神部会とどう連携してやっていくかということが1つテーマになると考えています。また、そこについては十分な検討ができておりませんが、それによっては精神部会の今までの3つに分かれていたワーキンググループ、マップづくりと、あとの2つのグループは移行と地域生活ということになっておりますので、ちょっと重なるところもあると。基幹相談支援センターとか地域生活支援拠点等も精神もそこに入れなさいということが国の報告で示されています。精神も含めてということになっているので、精神だけのことではないということは当然のことなで、それとの今後の連携のあり方ないしは新しい地域生活支援部会は、そこでのいろいろなテーマからすると、メンバーが加わるという形にもなるだろうと。そうすると、精神部会は極論するとなくなってもいいのかなと個人的には思っています。とりあえず発足して地域生活支援部会のほうが動き出して、それにあわせて精神部会では何をやればいいのかということを考えなきゃいけないと思っています。あと、この間の議論で出てきていることで必要なと思っているのは、困難ケースとかを部会で検討するというのは個別の支援ということもあるけれども、むしろネットワークづくりという視点で検討していくようなことをやるのも必要なと思っています。今後精神部会の持ち方とか構成、何をやるかも含めて検討したいなと思っております。今日の段階では、こういうところでございます。

【里村会長】 ありがとうございました。では、次に地域生活支援部会の高井部

会長からご報告をお願いします。

【高井地域生活支援部会長】 相談支援部会改め地域生活支援部会の部会長をさせていただきます高井です。よろしくお願いいたします。

地域生活支援部会ということで、今日の自立支援協議会でも話にありました基幹相談支援センターであったりとか、地域生活支援拠点等の整備に関するところは主に今年度は議論をしていくのかとは思っているんですけど、地域生活支援部会だけでこれを全部決めるというふうなことではなくて、私も精神部会の副部会長も兼ねていますし、この自立支援協議会の委員である伊藤委員にもかかわっていただいたりとかありますし、今後は構成メンバーも相談しながら必要なメンバーに入ってもらって決めていったりとか議論していったりとかということを考えていければいいのかなというふうには思っております。あとはこぴあの北村さんにも入ってもらっているので、児童の意見も盛り込みながらいろいろな中でご意見いただいて、決めていければいいかなと思います。その中でこの2つのテーマで今年度はいって、それ以外にも防災のことであったり、相談支援部会で昨年度議論していたものとかもあるので、まずはこの2つのことを今年度優先的に議論していければいいかなとは思っております。よろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございます。では、次に就労支援部会の青柳部会長からご報告をお願いします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳です。今年の就労支援部会は例年のような形で3回の定例会、部会をやって、担当者の交流も含めての就労支援のそれぞれ法人でやられている担当者の会もやっていきたいなと思っています。内容もそれぞれ機関の交流だとか情報交換をしながら、ハローワークさんやしごと財団さんのいろいろな情報提供をしていただきながら、就労率もアップもありましたし、官庁等の水増し雇用もかなり私たちは障害者の問題としてこれはゆゆしき問題ですので、絶対にこういうことが今後起きないようにしっかりしたチェックが官庁だけじゃなくて、江東区やいろいろなところの行政も言えるのかなと思いますので、いろいろなところで障害者の権利が守られるようなところはしっかりしていきたいと思えます。

就労支援センターの体制とかずっと変わりませんので、こういうところも今後先ほど相談のほうは7時までというのがありましたけど、そこら辺は夜間とかいろいろ



るな休日もというところを少し具体的な形として今回は何かできればいいなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。では、次に児童部会の田村部会長からご報告をお願いします。

【田村児童部会長】 児童部会のほうから今年度の方針をお話しさせていただきます。この冊子だと16ページに部会概要が載っておりますが、特に子供の分野というのは横のいろいろな機関とつながって行って、情報共有をしていかないと、無駄な動きが多くなってしまいます。それぞれのところでも頑張っているんだけど、保育所は保育所で頑張っているんだけど、やはりつながりがさらに強化されなければいけないし、幼児期と学齢期、中高になっていくと関わる機関も変わる、そういう特徴を持っておりますので、ネットワークづくりで保健、医療、教育、子育てといういろいろな機関に集まってもらっているという特徴があり、本年度もこれをぜひしっかりと守って、ネットワークの中で活動する。

その中で今までは3つのワーキング、乳幼児ワーキング、学齢期ワーキング、そして医療ケアと年齢の差と障害の質で医療ケアワーキングが別にありましたが、今年度医療ケアワーキングは特に今、保健医療のほうで在宅医療推進会議のほうも立ち上がっていて、そちらを中心に話し合いを進めていくということになり、児童部会で今までやってきた3つのワーキングの再編成が行われました。

その再編成で医療ケアが抜けて行って、残った2つは年齢で分けるのかということをお話し合ったところ、年齢というよりは特に話し合いたい内容の1つに発達障害、これはどの分野でも子育てのところでも保育園関係、幼稚園関係、幼児期の療育関係、学齢期もそして保健相談所でもって1つの大きなテーマでありましたが、今までこのように発達障害について検討していくということが表立ってはやってきませんでした。そこで今回はこの発達障害を1つ取り上げる。もう1つが家族支援です。特に要保護の課題があります。特に児童相談所、江東区には江東児童相談所がありますが、その年度報告の中でも虐待をする親の生活の背景をいろいろ見て、その子供に障害があるということが1つある高い比率で言われている。そこに示されるように障害児、あるいは対応が困難なお子さんを抱えた家族で虐待の発生率が高いと。そこへ向けた支援、これから家族、お子さんだけじゃなくて保護者、そし

て地域ネットワークづくりをやっていくということ。ここに大きく2つの焦点を当ててこれからワーキングをしていこうと思っております。

今、実際に子供の分野で一番支援として抱えている内容に、18ページに書いてある課題として、提言として昨年度末に挙げたこと、発達支援を必要としている人たちは非常に多いのに、支援を提供できる機関が満杯状態、私どものところもそうですが、これから支援の方向をまた新たな方向を探っていかなければいけないということがございます。これをまず一番に大きな課題と背景に持っている大きな課題として挙げながら、ワーキングとしては発達障害、家族支援ということを取り上げていきたいと思っております。

【里村会長】 ありがとうございます。では、次に権利擁護部会の根本部会長からご報告をお願いします。

【根本権利擁護部会長】 根本でございます。権利擁護としましては虐待法とか差別法ができてまだまだ一般の方ですとかご本人、それに関係する方たちが深く理解はできていないのではないかとということで、その辺についてもうちょっと一般の方、ご本人、関係者の方に理解してもらえようなことを話し合って提供していければいいかなと考えているということです。

そして、そのためには当事者の啓発活動、あと関係者が制度を理解するというところで、公的機関、民間機関、民間事業者の方たちもちろんそれは知ってもらわないと、なかなか安心して暮らせるところがないのではないかとということ。それを区とまた私たちの権利擁護部会とで役割分担をしながら進めていこうではないかということになっております。そして、啓発というところで実際に施設職員、昨年度は災害についてということで研修会をしましたけれども、今年度についてはまた違った形で研修会をやるということで、その内容としましては施設職員や当事者に向けての情報提供と啓発活動ということで、もっと自分たちのことを知っていただくということになっております。

そしてそういうことを行ったときに、研修に参加できる方は自分でも結構動ける方が多い。実際にそういうところに来られない方、またその情報を受けることができない方たちにとって、情報を知らせるために区と一緒に発掘、見つけ出すような啓発活動もしていかなければいけないのではないかとということで、その方法を今年度少しずつ考えながらやっていきたいと思います。

あと権利擁護ということで、実際には関係者だけではなくて、民間の方とかそういう方たち、関係機関、そういうところからいろいろな意見を集約しまして、それを一つ一つ、権利擁護部会というのは専門の方、法律の専門の方、医療関係の方、いろいろな方が集まっている部会になりますので、いろいろな視点から1つの問題を取り上げて考えていって、それをまた集約して意見をもらうだけではなくて、決まったことを提供していこうではないかということに今年度は力を入れていきたいなということになっております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。それでは、今の各部会からの報告について、何かご意見だとかご質問があればお願いいたします。どうぞ。

【菅委員】 ハローワーク木場の専門援助第二部門の統括をしております菅と申します。よろしくお願いいたします。

今、部会のほうで発表いただいた中で、こども発達支援の関係で児童部会の報告に、子供の発達障害の方が大変増えていて、困難な事例をたくさん抱えているというお話がございましたが、そういった子供たちが大きくなって、就労し、社会人になっていったときに、たくさん困難性を抱えた方がたくさんいらっしゃいます。児童のときの対応だったり、学齢期に行くときの方向性だったりというところが、役所のほうでのフォローや援助、保健所とかお医者様との連携、医療関係でのサポート、そういうところが必要ではないかと思います。ハローワークで支援している中でも、大人になってからでは遅くて、そこが固定してしまうと話が平行線のままで受け入れられない。やっぱりそれが就労に結びつかなくて離転職を繰り返して病気が悪化する。そういう困難性を抱えた方がとても多いと実感しています。ですので、子供だけにとどまらず大人に対しての支援も必要で、国のほうの大人の発達障害の支援センターが世田谷にありますけれども、江東区として何か発達障害の方に対する専門的な窓口をつくるとか、支援センターを設置してもうちょっと窓口で専門的にフォローするとか、何かそういったことってご検討されるとかというのはもし計画とかあれば、いただければと思います。

【里村会長】 お願いいたします。

【内藤障害者施策課長】 すみません、障害者施策課長、内藤です。結論から申し上げます大人発達障害の方に対して何らかの窓口をつくったり、今区として具体的

に検討しているところではございません。

おっしゃるように、子供のころの発達に心配がある方、お子さんについての支援がすごく大事だというのは、田村委員からもいろいろお話を伺っているところでもあります。お子さんが成長していく段階でどういう支援をしていくかというのがやっぱり難しく、特に発達であると手帳をとらないお子さんがかなり多いと思います。こども発達支援センターにいらっしゃるお子さんもいらっしゃいますけれども、保育園とか幼稚園で、小学校の普通級に通われるという方もたくさんいると思います。

そういった意味では、こども発達支援センターに来られるお子さんだけではなくて、そういう手帳はないけれども、支援が必要だというお子さんに対して保育所等訪問支援とかもっと地域に、こども発達支援センターから地域に出ていってもらって、お子さんがいらっしゃる小学校であるとか幼稚園、保育園とかそういったところに出向いていって、具体的にどういうふうに、これまで以上に支援をもっともっと充実させていくということが大事なのかなと。お子さん一人一人支援の仕方、必要な支援は違いますから、お子さんご本人と会って、その方を見てどういう学校の状況なのかを見た上で、専門家がアドバイスしていくということが大事だと思いますので、もっともっと地域に出ていくという方法で考えていかなきゃいけないのかなというふうには、子供を支援するというところでは考えているところです。現状としてはそういった状況になります。

【菅委員】 今現状大人になっている方がとても大変、ちょっと難しい状況にあるのかもしれないので、子供のころの支援があれば、何十年か後にはそれがうまくいっているのかもしれないですけど、今現状の大人の方への支援、相談、もうちょっと今の就労支援センターだと人数的に手が限られていると思うので、何か江東区さんで窓口をつくるとか、支援を専門的にやるとかというのは難しいですかね。

【黒澤障害者支援課長】 障害者支援課長でございます。就労支援センター、本区のほうでも設置していて、今現在区役所の障害者支援課の中に全員で4名という体制を敷いておりますけれども、やはり最近非常に相談件数が増えているというのは、数字上も実は出てございまして、ここ1年で実は1,000件近く相談件数が増えているという実態があります。今後障害者のほう、法定雇用率が上がったたり、発達障害以外の方も含め、相談がさらに増えていくのではないかという状況は認識しております。今後どういう形でセンターを運営していけば、皆さんにしっかりサ

ービスが届けられるのか、障害のある方も安心して働けるような相談を受け付ける窓口ができるのかというのは、考えていかななくてはいけないという認識はございます。そういったことはしっかり考えてまいりたいと思っております。

【里村会長】 どうぞ。

【内藤障害者施策課長】 少し補足をさせていただきますと、大人の発達障害の方の場合、支援が必要な方もいらっしゃるれば、支援が別になくても社会生活を普通に送れますという方もいらっしゃると思います。診断の部分で診断が出るか出ないか、診断を受けていないだけでほんとうは支援が必要という方もいらっしゃるということで、すごく難しいとは思いますが、何の支援が必要かという視点で考えていくと、大人の方というのはどうしても就労の面が大きいのかなと思います。やはり区の窓口として現在考えられる窓口としては、就労支援センターが中心になってくるのかなというところでは考えております。

そのほかでいろいろな生活にご心配があってということであれば、障害者施策課、支援課のほうで個別にご相談に応じることにはなりますが、大人の方の場合、何の支援が必要、求めているのかによってちょっとまたお話が変わってくるのかなというふうには考えております。

【里村会長】 どうぞ。

【菅委員】 多分大人の方が何の支援が必要かというのが多分自分ではわからない場合、そういう支援の窓口というのは保健所。何かもうちょっとわかりやすい窓口があって、一応そこに行けば相談できるような。

【里村会長】 どうぞ。

【澤井相談支援担当】 相談支援担当、澤井です。自治体によっては発達障害相談センターのような施設があるところもあると思います。江東区には現状ではないですが、現在では総合的な相談の窓口は保健相談所になるかと思います。まだ子供の相談がちょっとずつ広がっているところで、まだまだ大人の相談の窓口として広く保健相談所がこんなこともあんなこともという段階ではないとは思いますが、これからは障害者支援課と連携をとりながら進めていくところかと。障害者支援課では、精神部会のほうに就労系の事業所さんも何人もいますので、3月に精神部会のほうにハローワークの発達障害の専門の相談員の方をお呼びいたしまして、そういった福祉作業所とか就労移行支援事業所、卒業した後の一般就労に向

かっていく前の相談窓口がハローワークにもあって、こういった支援をしているというようなことをご説明いただきました。今後またみんなで連携しながらやっていたことというのを確認しました。そんなような状況です。

【里村会長】 どうぞ、田村委員。

【田村委員】 田村ですが、今の発達障害に絡むことですが、発達障害者支援法ができてもう10年です。私どものところもいろいろなお子さん、発達障害に係るお子さんを支援してきていて、私の実感の中ですが、このお子さん方の難しさが非常に痛切にわかってきました。それこそ不登校になったり、家庭の中で暴れ出したり、一番難しいのがADHDという、その現状がようやくわかり出して、そこに向けてはっきりした支援を打ち出さなきゃいけない。これは児童期もそう思います。

そこはまだ欠けているのです、これからなのです。幼児期はそういうお子さんもできるだけ支援しようとしてやっている。でも、学校に上がったらぼつんとそこで切れる。みんな学校でパニックを起こしたりして、保育所等訪問の支援も入れるけれど、学校に様子を見に行行って実態を把握する。実態把握をしてそれ以上はできない。

やはりその学齢期での福祉の手を入れるべきだと思います。これは学校で教育委員会の教育相談もあるけれども、それでは対応できない。保護者と一緒になって家族、そのご本人を支援していく体制というのが必要だと、これが今ほんとうにわかり出しているときではないでしょうか。

ですので、これが福祉サービスの中でいえば放課後デイサービスということになるかもしれません。個別支援に特化したような福祉サービスをしっかり充実させていって、なおかつ大人になっても実際に支援は続けていかなければいけないと思うんですね。やっぱりそういう場は必要だと思います。

平松さん、どうお考えですか。

【平松委員】 2つ考えておかなきゃいけないと思っています。要するに発達障害とか精神障害とか、そういうふうに特定することによって必要なサービスが提供される、それはそれで制度としてほとんどそういう形になっています。

もう一方で、名前をつけないと何もできないということは、非常におかしいのではないかというふうにも思います。なぜかというと発達障害といってもさまざまです。明らかな発達障害だけど、自分で十分に社会生活している人もいるし、大変な

人もいるし、いろいろですね。特に割と乳幼児期からの療育が大事なのはそうなんです。だけど、まだそこではあまりはっきりわからない場合もありますよね。そうするとできるだけ早く見つけようというのも全くだめとは言いませんけれども、それだけでいいのかなというのは感じています。皆さんもご存じでしょうけれども、家庭の子供の貧困の問題がございます。子供は貧困の環境で育った場合、成人になってからの精神障害の発症率がそうではない通常的环境に育った子に比べて倍になると、これは先進国全部同じです。

とすると明らかにこの方は障害があるという方だけを取り出してじゃなくて、そういう環境も含めて学校も含めて、もちろん家族、肉身、親も含めて地域の中でどうやって子供の豊かな成育、成長を保障するのか、子供の健やかな成長をどうやって保障する、育むのかということが必要になってくると思います。

そうすると名前がつかなくても地域ぐるみで、地域と家庭と学校と連携して、一人一人の子供たちみんなが対象なのです。特別選り出して選別しなくてもいいんです。選別するということはある意味で非常に危険な面を持っていますから、ほんとうに必要な場合はそれもいいでしょう。

多分精神障害も同じです。大体思春期、青年期、成人期に家庭の養育環境、学校社会に出てから、そこでのいろいろな人間関係の中で、統合失調症もどんどん発症してくるわけですね。

そうすると一番進んでいるのが多分私の知っている限りではイギリスだと思っていますけれども、若者対策のチームをつくってやっています。そこに全ての学校から地域から何から全部入っているのです。必要な場合には精神科医も入っていますけど、別に精神的な名前をつける若者が挫折ではなくて、何かで悩んでいること、それをみんなでどうしようかということで活動しているのです。その中で精神的な医療が必要だという場合のみ、精神科医が関わる。だから、多分子供もそうだろうと、思春期の若者もそうだろうと思うのです。若者が孤立している、いろいろな問題が起きますよね。そうするとその中でそういうハイリスクだけ選り出すということよりも、むしろ地域で、みんなで子供たちを健やかな成長を保障して、若者の悩みをみんなで理解してあげようという地域をつくっていくということをもう一方でやらないといけません。その兼ね合いではないかなというふうに思っています。多分両方必要だろうという感想でございます。

【里村会長】 何かございますか。どうぞ。

【山口委員】 山口と申します。今、部会報告を聞きまして、相談支援部会と児童部会の提言がありまして、提言の中に話が戻りますけれども、基幹相談支援センターのあり方の検討だとか早期の設置だとか、こういう提言がございます。区の方にお聞きしたいんですけれども、この地域自立支援協議会の各部会からの提言を受けて、このセンターの設置の計画につながったのかどうか。もしそうであれば、この協議会がすごい力があるなと感じてはいるのですけれども、そこらあたりは提言を受けて検討を着手されたのかどうかというのを、確認させていただければと思うんです。

【里村会長】 はい、お願いします。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課長、内藤です。山口委員おっしゃるとおり、これまで地域自立支援協議会の中で基幹相談支援センターの設置というのは過年度にわたって検討していただいております。その中でもんできた、こういうものもいいという内容、複数年かけてやっておりますので、それとは少し違った形には多少なってきたところはございますが、もちろんこの自立支援協議会での提言を受けた上で、基幹相談支援センターの設置というのを検討させていただいているところがございます。現在も部会の方でご検討いただいて、どういったものが一番いいのかというご意見を頂戴しながらやっていきたいなと考えております。

【山口委員】 わかりました、ありがとうございました。

【里村会長】 では、そろそろ出尽くしたと思いますので、この議題は終了とさせていただきます。

#### (7) その他

【里村会長】 最後に議事7、その他として委員の皆様、この機会にご説明もしくはご意見、ご質問等がありましたらお伺いしたいと思います。いかがですか。

【会田委員】 よろしいですか。

【里村会長】 どうぞ。

【会田委員】 親の会の会田と申します。部会の方の質問というか、お願いですけれども、私どものほうの会員と7月18日に扇橋のお子さんの保護者の皆さんと子育てトークを開きまして。そのときに16名の方が参加されたんですけれども、



ほぼ全員が子育てに対して悩みを感じている。その中でも非常に深い不安を抱えているのは、この子が成人になったときどんな姿になっているのだろうというような不安をお母さんたちが非常に多く思っているということを強く感じました。部会のほうについてもセンターの増ということで今、日数を限られてセンターに通所しているという状態を改善してほしいというご意見もございまして、我々としてもぜひ臨海地区なのか亀戸地区なのか別としまして、1カ所設置を急いでいただかないと、お母さんたちは非常に不安な材料を抱えたまま小学校等に進学していくという形なので、状況としては非常に悪いような状況ですので、施設の増に対して考えていただければ非常にありがたいなと思っております。

以上でございます。

【里村会長】 事務局のほうから何かありますか。お願いします。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課、内藤です。ご要望についてですけれども、児童発達支援センターの3つ目というのは結論から申し上げますなかなか簡単ではないと思います。というのは区内でも1つの区に2カ所センターがある区というのがそもそも江東区だけなので、なかなか3つ目、そもそも足りないから3つ目ということではないのかなと考えております。そうではなくてセンターではないけれども、相談機能を持った児童発達支援事業所を増やすとかそういったことも含めて考えていかなければならない。全く否定するわけではないですけれども、すぐに3つ目つくりましょうという話もなかなか難しく、あと結局、手帳のないお子さんをどういうふうに支援していくか。センターに来ていただくのか、そうではなくて保育所等訪問支援とかそっちの方向で支援していくのかとか、そういった方法も含めてお子さんの支援のあり方も全体的に考えていかなければいけないかなと思っております。たくさん通いたいとおっしゃっている親御さんが多いということは区としても認識はしております。

【里村会長】 よろしいでしょうか。

【会田委員】 はい。

【里村会長】 では、事務局からの申し出がありますので、事務局、お願いします。

【西隈施策推進係長】 障害者施策課施策推進係、西隈です。お配りした資料8をご覧くださいよろしいでしょうか。前回5月28日に臨時で自立支援協議会を

開催させていただきました。主なテーマでございました手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案の概要についてということで、今度はパブコメを実施することになっております。8月11日号のパブリックコメント特集号ということで、9月1日まで皆様のご意見を募るとのことと、3番にございますが、区民説明会を開催することとしております。江東区文化センターと総合区民センターということで、時間帯は昼夜分けて実施いたします。今後のスケジュールとしては令和2年度の第1回定例会に提案し、同年4月1日に施行を予定しています。前回内容についてはご説明しておりますので、追加で今回パブリックコメントを実施しますということで、この場をかりましてご報告をさせていただければと思います。説明は以上でございます。

## 8 閉会

【里村会長】 では、以上で本日の議事は全て終了ということにいたしました。

次回の自立支援協議会の開催については改めてご連絡いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

了